

高齢者虐待防止に関する指針

株式会社 LiB
ショートステイふくすけ

I 理念

虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いものであります。当施設では、虐待の防止のために必要な措置を講じるとともに、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じたケアの実施に努めます。

(1)虐待の防止に関する基本的考え方

この指針は、株式会社 LiB が運営する全ての介護保険事業の利用者へのサービス提供に対し、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重、虐待の防止及び早期発見・早期対応に務めるため、本指針を策定します。全ての職員は本指針に従い、職務にあたることとします。

(2)虐待の定義

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること。その他、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

II 高齢者虐待防止に向けての基本方針

(1) 虐待の未然防止

当施設は、研修等を通じて、高齢者虐待に関する職員への理解を促すとともに、高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解し、利用者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけたサービスを提供します。

(2) 虐待等の早期発見

介護保険施事業従事者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置を講じます。

①虐待等に対する相談受付体制の整備

②市町村通報窓口の周知

(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があります。当施設は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力します。

III 高齢者虐待防止に向けた体制

(1) 虐待防止委員会の設置

当施設では、虐待の発生防止および早期発見への組織的な対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置します。また、虐待防止に関する措置を適切に実施するため担当者を定めます。

①委員会の審議事項

- ・虐待防止のためのマニュアルの整備に関する事項
- ・虐待防止に関する職員研修（採用時、定期研修会）の計画および実施に関する事項
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事項
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事項
- ・虐待等が発生した場合、発生原因の分析等から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発防止策を講じた際、その効果検証および評価に関すること
- ・虐待防止に関する指針およびマニュアルの見直しに関する事項

②虐待防止委員会の構成員

- ・委員は
 - 1) 管理者
 - 2) 看護職員
 - 3) 介護職員
 - 4) 生活相談員
 - 5) 介護支援専門員
 - 6) 医師
 - 7) 栄養士 等で構成される。
- ・委員のうち委員長を担当者と定める。

③委員会の開催

- ・ 3ヶ月に 1 回以上、委員長の招集により開催をする。
- ・ 事象が発生した場合または疑われる事象が生じた場合など、必要時には随時開催をする。

④職員の知識の普及と啓発

- ・ 年 1 回以上、高齢者虐待に関する研修会を開催する。
- ・ 新規採用者へ的高齢者虐待に関する研修を実施する。
- ・ 虐待等に関する適切な知識を習得し、対象となる事象が発生した場合。または疑われる事象が生じた場合には、速やかに委員会へ報告する。

IV 委員会における各職種の役割

(管理者)

- 1) 高齢者虐待における諸課題の最高責任者
- 2) 市町村への通報に関する窓口

(委員長)

- 1) 虐待防止委員会の総括管理
- 2) 事業所管理者への委員会提言。報告・連絡・相談

(委員)

- 1) 職員教育・研修プログラムの作成
- 2) 研修プログラムに基づく定期的な研修会の開催（年 1 回以上）
- 3) 新規採用者への虐待防止研修の実施（採用の都度）
- 4) 研修の計画・実施および記録
- 5) 高齢者虐待が発生した場合の対応マニュアルの策定
- 6) 虐待防止に関する指針及びマニュアルの見直し
- 7) 高齢者虐待が発生した（疑われる事象発生した）場合の相談・報告の窓口設置と職員への周知
- 8) 発生原因の分析と再発防止策の策定。実施効果の評価

V 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1)職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。

(2) 具体的な内容は次のとおりとします。

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 発見から事象確認、報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

(3) 研修は年 I 回以上実施することとし、新規採用時には別に虐待防止のための研修を実施することとします。

(4) 研修の実施内容は、研修資料、実施概要、出席者を記録し保存することとします。

VI 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

VII 高齢者虐待に関する事象発生時の相談・報告に関する事項

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、担当者に報告します。虐待が担当者本人であった場合は、他の上席等に相談します。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実関係を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

(4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

(5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯などを踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

(6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

(7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

VIII 成年後見制度の利用支援に関する事項

(1) 利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行うこととします。

IX 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決

責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行ったものである場合については、他の上席者に相談します。

(2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

(3) 対応の流れは、上述の〈Ⅶ 高齢者虐待に関する事象発生時の相談・報告に関する事項〉に依るものとします。

(4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告することとします。

X 指針の閲覧について

本指針は求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにします。

XI その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すこととします。

附則

この指針は、令和5年11月1日より施行する。